

障害者等の富山市営駐車場の利用支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者等が富山市営駐車場(以下「駐車場」という。)を利用するにあたり、その利用に要する経費の負担を軽減すること(以下「利用支援」という。)により、身体障害者等の外出の機会を増やし、社会参加を促すことを目的とする。

(対象者の範囲)

第2条 この要綱により、利用支援を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民票に記載されている者であること。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の程度が1級若しくは2級に該当するもの又は富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAに該当するもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害の程度が1級に該当するものであること。

(利用支援の実施)

第3条 市長は、前条の要件を満たす者(以下「対象者」という。)が運転し、又は同乗する自動車駐車場を利用するときは、その料金のうち、基本料金の額に相当する駐車場利用券を交付する。

- 2 対象者は、駐車場の入場又は出場の際に、駐車場の係員に、駐車券とともに、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を提示すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の障害者等の富山市営駐車場の利用支援に関する要綱(平成16年7月1日施行)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。